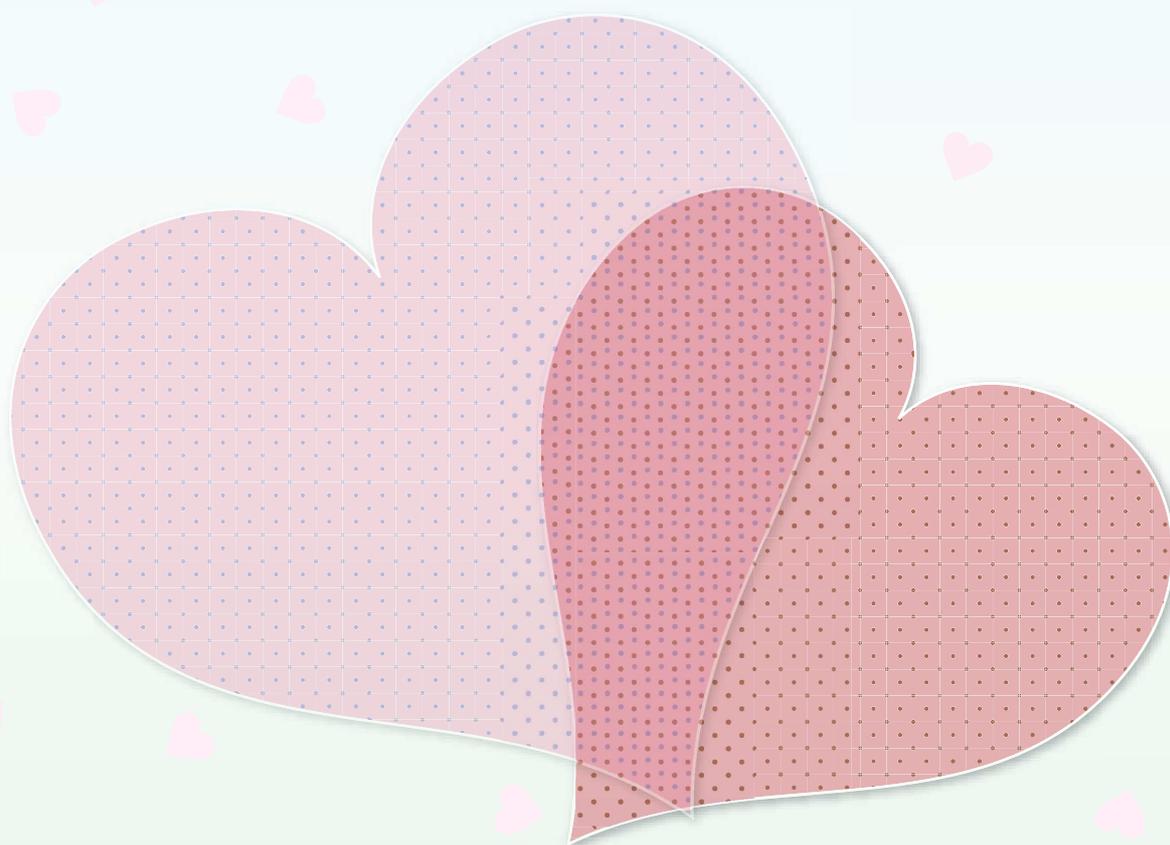


第2次
関市人権教育・啓発に関する
基本計画



平成29年3月
岐阜県関市

ごあいさつ

わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権問題の解決に向け、さまざまな施策が講じられてきました。

本市におきましても、平成19年3月に「関市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、「～人権が尊重され、互いを支え合えるまちをめざして～」を基本理念に、国や県、関係団体と連携を図りながら、学校、家庭、職場など、あらゆる場において人権施策を推進し、人権問題に関する取り組みをしてまいりました。

基本計画の策定から10年が経過し市民の皆さんの人権に対する認識は、確実に高まってきている一方で、情報化の進展に伴うインターネットによる人権侵害や差別の助長、ヘイトスピーチ、LGBTのほか、東日本大震災に起因するいじめ問題などが発生しており、なお一層の人権問題への対応が求められています。

この度、こうした状況を踏まえながら、これまでの施策の成果や課題を見直し、「第2次関市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

市民の皆さんとともに取り組んできた「～人権が尊重され、互いを支え合えるまちをめざして～」を継承し、市民の皆さんとさらなる人権意識の高揚に向け、国や県、関係団体との連携を密にして、人権教育・啓発の一層の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この基本計画の策定にあたり「関市人権教育・啓発推進協議会」の委員の皆さんをはじめ、市民意識調査での貴重なご意見を賜りました多くの皆さんに、心から厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

関市長 尾関健治

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	4
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
第2章 計画の基本理念及び基本的な方向	6
1 計画の基本理念	6
2 基本的な方向	6
3 重点的な取組	7
第3章 課題別施策の推進	8
1 女性の人権	8
2 子どもの人権	11
3 高齢者の人権	15
4 障がいのある人の人権	19
5 同和問題の解決に向けて	23
6 アイヌの人々の人権	26
7 外国人の人権	27
8 感染症患者（HIV感染者・ハンセン病患者等）の人権	30
9 刑を終えて出所した人の人権	32
10 犯罪被害者等の人権	34
11 インターネットによる人権侵害	36
12 性同一性障がい者の人権	39
13 性的指向を理由とする人権問題	40
14 東日本大震災に起因する人権問題	41
15 さまざまな人の人権問題	42

第4章	あらゆる場における人権施策の推進	44
1	学校における人権教育・啓発の推進	44
2	家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	47
3	企業等における人権教育・啓発の推進	50
第5章	計画の推進	54
1	総合的な人権施策の推進	54
2	職員の人権意識の向上	54
3	社会全体で取組むネットワークづくり	54
4	人権施策の推進体制の整備	54
5	進行管理及び見直し	55
参考資料		56
1	世界人権宣言	56
2	日本国憲法(抄)	60
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	62
4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	64
5	部落差別の解消の推進に関する法律	71
6	関市人権教育・啓発推進協議会規則	72
7	関市附属機関設置条例【抜粋】	73
8	関市人権教育・啓発推進協議会委員名簿	74

1 計画策定の背景

(1) 人権に関する国際的な動向

昭和 23 年、国連総会において「世界人権宣言」が採択され、前文で「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、第 2 条で「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位」などのいかなる事由による差別も受けることはないとしています。

この宣言の採択後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」など、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。また、平成 6 年には平成 7 年から平成 16 年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが国連総会で決議されました。

「人権教育のための国連 10 年」は、平成 16 年 12 月末で終了を迎えましたが、国連は、平成 16 年 12 月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、平成 17 年 1 月から平成 19 年 12 月末までの第 1 段階では「初等・中等教育制度」に焦点をあてた取組を進め、さらに、その期間を 2 年間延長し、平成 21 年 12 月末までとしました。また、平成 22 年 1 月から平成 26 年 12 月までの第 2 段階では、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置くこととされました。さらに、平成 27 年 1 月から平成 31 年 12 月までの第 3 段階では、最初の 2 つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いています。

このほか、国連では平成 15 年から平成 24 年までを「国連識字の 10 年」として、平成 17 年から平成 26 年までを「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」として各地で取組を進めるなど、重要な人権課題についての集中的な取組として、「国際の 10 年」や「国際年」といった取組、12 月 10 日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。また、開発や安全保障と並んで人権を重要分野の一つと

して取り上げており、平成 18 年 6 月に、人権委員会を一つの委員会から理事会に格上げし、人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告や、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告など、人権に関する取組の充実を図っています。

さらに、平成 20 年 12 月には、「世界人権宣言」の 60 周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択したほか、平成 23 年 12 月の国連総会では、すべてのステークホルダー（利害関係者）による協同の取組を通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取組を強化するべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されています。

（２） 国の取組 ● ● ●

我が国においては日本国憲法の基本原則の 1 つとして、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」（第 11 条）、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（第 13 条）、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（第 14 条）など、基本的人権の尊重が謳われており、人権擁護に関するさまざまな取組を行うとともに、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たしてきました。

平成 9 年には国内行動計画を策定し、さまざまな人権問題を中心に取組んできました。その後、平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の推進は国の責務とし、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の制定・実施が責務となりました。そして、国は平成 14 年に「人権教育及び啓発に関する基本計画」を策定しました。

さらに、学校教育において、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、平成 16 年に「人権教育の在り方について（第 1 次とりまとめ）」が、平成 18 年にこの「第 2 次とりまとめ」、平成 21 年に「第 3 次とりまとめ」が公表されました。

(3) 国の人権教育及び啓発に関する基本計画の概要 ●●●

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の（第7条）では、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国には基本計画の策定が義務づけられています。これに基づき、平成14年3月に「人権教育及び啓発に関する基本計画」が公表されました。

その後、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正や「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」、「改正DV法」（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

(4) 県の動向 ●●●

岐阜県においては、平成10年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置、平成12年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、人権問題へ取組を推進することを目的に「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

そして、平成15年には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において規定されている地方公共団体の責務に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」が策定されました。

平成17年5月、これまでの「岐阜県人権啓発連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、「岐阜県人権懇話会」が設置されました。

その後、平成20年3月、DVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」の第一次改定が、平成25年3月には、一人ひとりが互いを認め合い、他人の人権を尊重し、また、人と人がつながり、家族や地域を支える力を育むことができるよう、第二次改定が行われました。

2 計画の目的

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、これらの人権課題に対し、本市においてもさまざまな取組を推進してきました。

しかし、社会構造が複雑多様化する中、人権問題についても複雑多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などの発生が社会問題となっています。また、近年では、ヘイトスピーチや、インターネットによる人権侵害、性同一性障がい者に対する差別など、新たな問題も生じています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても人権教育・啓発を総合的かつさらに効果的に行うために、「関市人権教育・啓発基本計画」を改訂することとしました。

3 計画の位置付け

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(第5条)の規定に基づき策定するものであり、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を関市の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

また、関市第4次総合計画、平成30年度からの関市第5次総合計画をはじめ、関連諸計画との整合性を図り、推進していきます。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度を初年度として、平成 38 年度までの 10 年間とします。また、計画期間内でも、国内情勢に応じて弾力的に見直すものとします。

計画の期間



第2章

計画の基本理念及び基本的な方向

1 計画の基本理念

～人権が尊重され、互いを支え合えるまちをめざして～

人権擁護都市宣言に基づき、関市第4次総合計画の考え方を踏まえ、市民がみんな得手をとりあい、いきいき暮らせるまちの実現に向け、互いに認め合える人権意識の高揚を促進します。また、お互いの人権を尊重し合い、悩みや苦しみを理解し合い、その解決に向け支え合う家族づくり、助け合う地域コミュニティづくりや命の尊さを理解できる人づくりを推進します。

2 基本的な方向

基本理念の実現に向けて、人権施策の基本的な方向をめざして、さまざまな施策を推進します。

- 一人ひとりの人権が尊重され、市民が自己実現を図ることのできるまち
すべての人が人としての尊厳が尊重され、個性や能力が発揮でき、安心して生活できるまちづくりに努めます。
- 共生と交流のまち
性別、年代、考え方等の他者との違いや多様性を認め合い、思いやりの心で互いを支え合える共生と交流のまちづくりに努めます。
- 人権意識の高揚をめざすまち
すべての市民が、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など人権を広い視野で見ることができるよう、基本的知識や考え方を習得し、人権尊重の理念が日常生活で実践できるよう、人権意識の高揚を図ります。
- 市民が主体となり、連携して取組む人権尊重のまち
市民が主体となり、自治会、学校、企業、NPO、行政などが連携・協働して、人権尊重のまちづくりに努めます。

3 重点的な取組

人権施策の効果的な推進のため、次の3点を重点的な取組として施策を推進します。

(1) 人権教育・啓発の充実 ●●●

人権問題について、あらゆる機会を通じて、市民がさまざまな人々と関わりながら人権問題について学習できる環境づくりに努めます。また、社会的な動向や市の実態や市民の意見などを踏まえ、性別、年代等に応じた教育・啓発を行います。

また、日常生活の中で主体的に人権問題に取り組むことのできる環境づくりや市民とさまざまな組織が実施する啓発活動や研修会などに対しても、協力・支援に努めます。

(2) 情報提供及び人権相談の充実 ●●●

日常生活の中での人権問題に関する情報提供の充実とともに、現在、実施されている女性、子ども、高齢者、障がいのある人、福祉や教育などの分野ごとの相談については、的確な助言や指導ができるよう、職員ならびに相談員などの資質の向上や相談機能の強化を図ります。また、複雑かつ多様化する人権問題については常に情報収集を行い、市民への情報提供を行い、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図ります。

(3) 指導者やボランティアの育成 ●●●

人権に関連する教育や啓発を進めていくため、人権教育・啓発を支援する指導者等の担い手が必要です。指導者やボランティアの育成を図り、地域での人権施策の推進を図ります。

1 女性の人権

(1) 現状と課題 ●●●

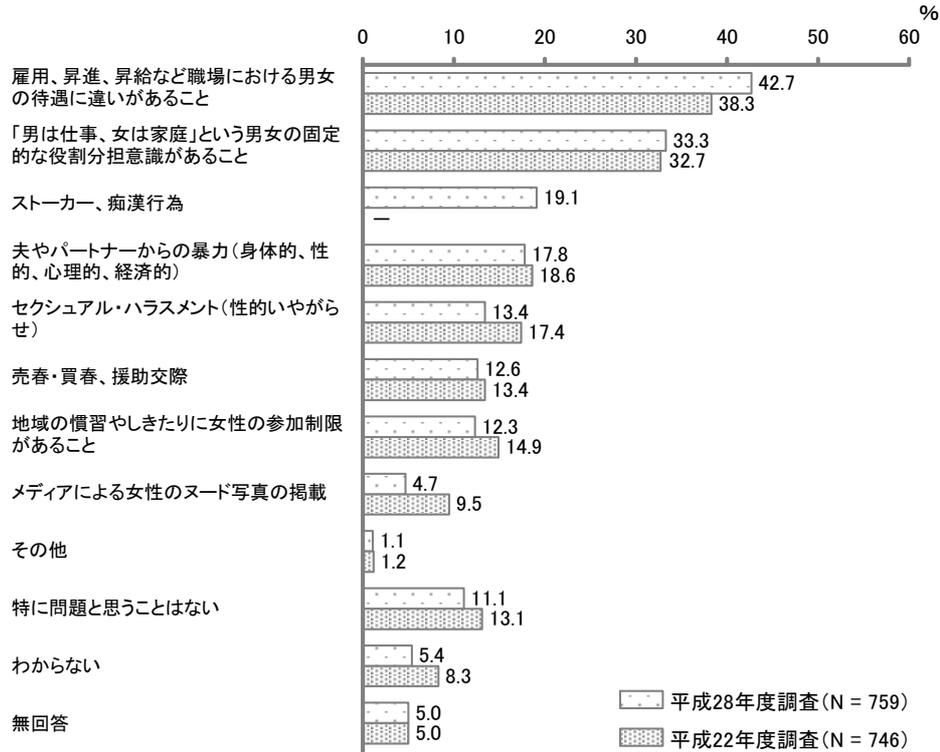
平成 28 年 4 月から全面施行となった「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」では、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することにより、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題については、「雇用、昇進、昇給など職場における男女の待遇に違いがあること」（42.7%）が 4 割を超え、職場における男女不平等を解消し、女性が活躍できるような取組や支援が必要です。また、「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担意識があること」（33.3%）についても 3 割を超えており、固定的な性別役割分担意識を払拭することも必要です。

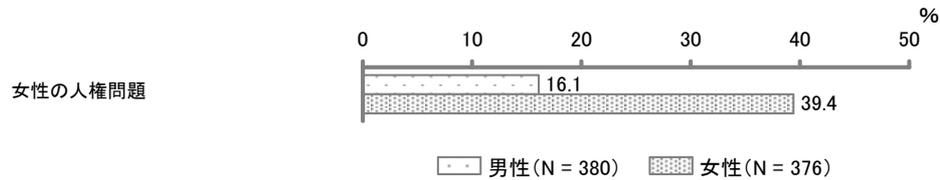
さらに、「女性の人権」に関心を持っている割合が、男性と女性では 23.3 ポイントの差（男性 16.1%、女性 39.4%）があることから、女性の人権問題についてより多くの人が課題意識を持つことができるように、各種イベントや学習会などの機会を充実させていく必要があります。

今後とも、男女がともに認め合いながら、家庭生活や社会生活において、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めていくことが重要です。

女性の人権について特に問題があると思われること



あなたが関心を持っている人権問題



(2) 施策の方向 ●●●

- 男女共同参画社会をめざす意識の向上に努めます。
- あらゆる分野への男女共同参画を推進します。
- 女性の人権を無視した行為の根絶と被害の救済に努めます。

(3) 具体的な施策 ●●●

○ 男女共同参画社会をめざす意識の向上

施策	施策の内容
生涯学習における学習機会の充実	男女の人権をテーマにしたフォーラムや講演会、講座などを充実する
女性のための相談体制の充実	専任の女性相談員が常駐し、さまざまな悩みを持つ女性からの相談に応じて適切な助言・指導を行う体制をさらに充実する
せき男女共同参画まちづくりプランの推進	男女がともに仕事と家事、育児の両立を図り、より豊かな生活を送るための意識啓発を行う。特に男性の子育てや介護への参画が進むように意識づくりを促進する
メディアを活用した情報発信の充実	男女共同参画に関する市民の意識を高めるため、市広報をはじめあらゆる情報媒体を活用し積極的に啓発を進める
資料の収集・提供の充実	女性の多様な学習活動を支援するため、男女共同参画コーナーにおける講演会やセミナーなどの情報提供や図書・資料などの情報の収集・提供を充実する

○ あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策	施策の内容
審議会などへの女性委員登用の促進	市政やまちづくりへの女性の参画を図るため、各種審議会・委員会における女性委員の登用を促進する

○ 女性の人権を無視した行為の根絶と被害の救済

施策	施策の内容
女性に対する暴力防止意識の向上	女性に対する暴力防止のための情報提供や啓発を充実する
女性の暴力被害の救済支援の充実	夫や恋人などパートナーから受ける暴力（DV）、セクハラ、ストーーカー行為などの暴力や性的いやがらせの被害者に対する支援を充実する
母子等緊急一時保護事業の充実	夫の暴力などにより、緊急に保護が必要となる母子などに対する一時的な生活支援を充実する

2 子どもの人権

(1) 現状と課題 ●●●

子どもを取り巻く環境は日々変化しており、近年ではスマートフォンの普及等により子どもが危険な目にあうリスクが高まっています。また、スマートフォンをつかったコミュニケーションが進むなかで、いじめが潜在化し、見えにくくなっているという現状もあります。我が国では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正や、「いじめ防止対策推進法」の制定により、これらのリスクから子どもを守る仕組みを整備してきました。

しかし、少子化・核家族化の進行などの影響もあり、子どもの権利を取り巻く環境が複雑化しているなかで、子どもの権利を保障し、「子どもの権利条約」の理念に基づいた環境を作っていくかが課題となっています。

市民意識調査によると、子どもに関する人権上の問題については、「子ども同士のいじめ」が6割半ばとなっており、最も関心の高い問題となっています。また、子どもの人権を守るために必要なことでは、「子どもにたくましく生きるための「生きる力」※を身につけさせる」が9割となっており、学校において生きる力を養う人権教育をすすめていくことが期待されています。

また、虐待やいじめなどの子どもをめぐる問題に対応するため、家庭や学校・地域が連携した全体的な取組が必要であり、特に、地域が果たす役割は大きいため、地域で暮らす一人ひとりが子どもを育むという意識を持ち、地域ぐるみで子どもを育てるという機運を高めていくことが重要です。

さらに、子どもの健全な育成のためには、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえて、子どもを市民の一人として捉え、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが重要です。

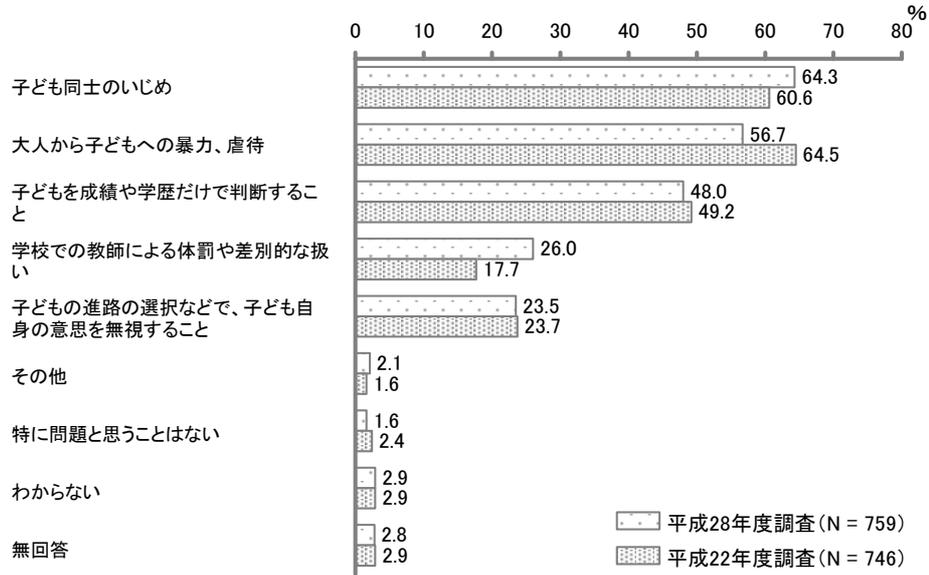
※ 生きる力＝知、徳、体のバランスのとれた力

知：確かな学力 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力

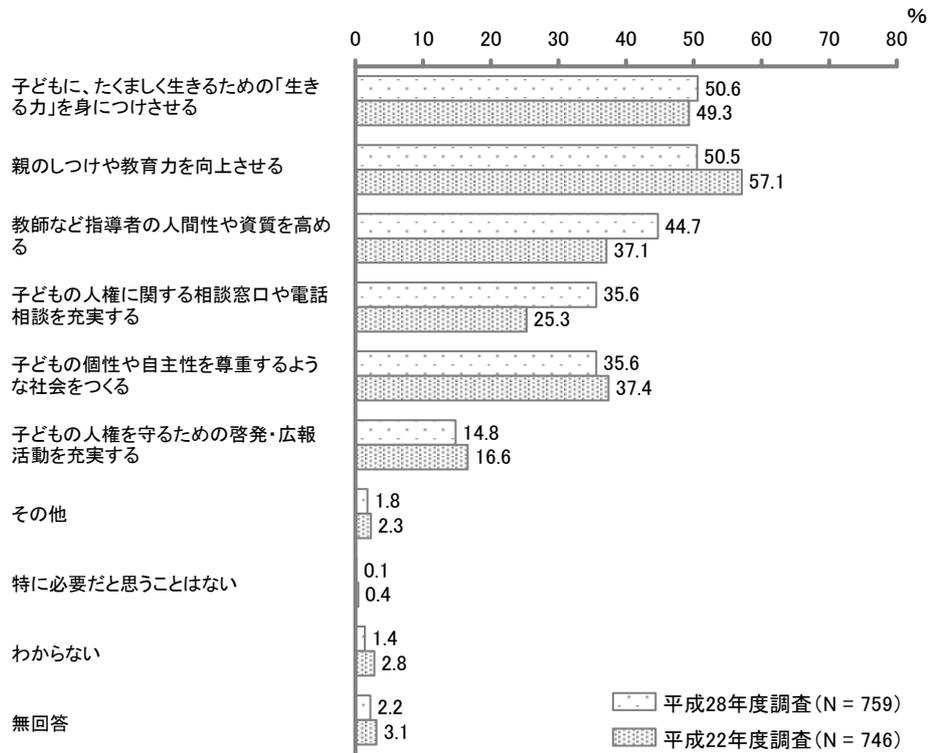
徳：豊かな人間性 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性

体：健康・体力 たくましく生きるための健康や体力

子どもの人権について特に問題があると思われること



子どもの人権を守るために必要なこと



(2) 施策の方向 ● ● ●

- 子どもの人権を尊重する意識を広く市民に啓発していきます。
- 学校における子ども自身の人権教育を充実します。
- 地域での子どもたちの活動を通じた人権教育を充実します。
- 児童虐待の防止及び早期発見、早期対応を推進します。
- いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。

(3) 具体的な施策 ● ● ●

- 子どもの人権を尊重する意識の啓発

施策	施策の内容
家庭教育学級における人権教育の充実	家庭教育学級において人権に関する研修会を積極的に実施する
市民に対する子どもの人権教育の充実	講座や講演会を開催し、啓発に努める

- 学校等における人権教育の充実

施策	施策の内容
幼児教育における体験活動の推進	子どもたちの豊かな感性や人間性を育むため、文化的体験活動や自然とふれあう活動を推進する
学校教育における人権教育の推進	車いす体験や障がいのある人、お年寄り（高齢者）との交流などを行い、互いを認め合う人間性豊かな児童・生徒の育成を推進する 「ひびきあいの日」※における人権教育活動を充実する
教職員に対する人権研修の充実	教職員に対する人権教育研修を計画的に実施するとともに、人権教育担当教員に対する専門的研修を実施し、研修内容を各校の全職員に広める取組を充実する

※ ひびきあいの日

岐阜県では、「ひびきあいの日」という名称で、学校教育において人権に関する取組を行っています。

○ 地域での子どもたちの活動を通じた人権教育の充実

施策	施策の内容
世代間交流事業の充実	地域の高齢者を子どもたちの行事に招待したり、子どもたちが高齢者福祉施設を訪問するなど、世代間のふれあいを図る事業を充実する

○ 児童虐待の防止及び早期発見、早期対応

施策	施策の内容
児童虐待防止啓発の充実	市広報などを通じて、虐待防止の啓発を充実する
児童虐待への対応強化	要保護児童対策地域協議会※代表者会議（実務者会議、進行管理会議）、個別ケース会議を開催し、情報共有をして、児童虐待や要援助児童などの早期発見及び適切な保護支援を強化する

○ いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制の充実

施策	施策の内容
スクールカウンセラー、相談員の指導力向上	スクールカウンセラーや相談員に対する研修会などを設け、指導力を向上させる
子どもの人権相談の充実	子どもの人権問題に対して子どもとその親へ適切な指導・援助が行えるように相談体制を充実する

※ 要保護児童対策地域協議会

児童への虐待等の未然防止、早期発見及び早期対応をするために、福祉、保健、医療、教育、警察、司法、地域等の関係機関及び団体で組織。

要保護児童等に対する支援のための情報交換、啓発、研修、未然防止対策の検討を行います。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題 ●●●

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の5人に1人が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化が急速に進展する中、団塊の世代をはじめ高い就労意欲を有する高齢者が培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続ける環境づくりが求められています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、家族介護者の介護疲れ、高齢者虐待、財産処理の問題等の高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

市民意識調査によると、高齢者の人権問題で特に問題があると思うことについては、「経済的に自立が困難なこと」(51.6%)が最も高くなっており、また、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」(45.1%)も高くなっており、高齢者の社会参加の促進が求められています。

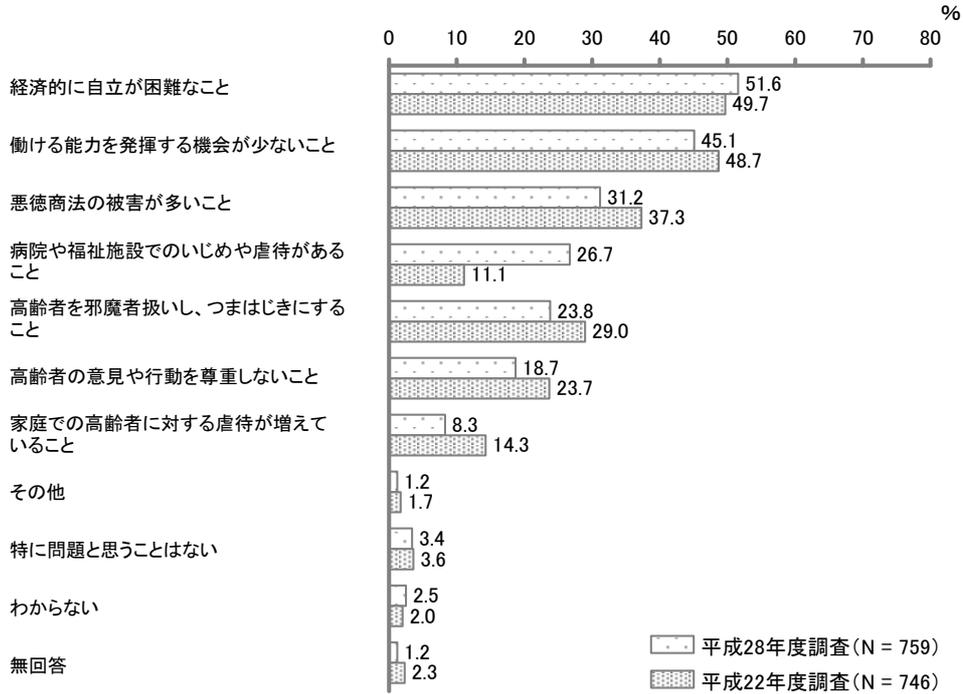
高齢者の人権を守るために必要なことは、「年金、住宅、福祉サービスの充実などにより、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」(59.2%)が約6割となっています。

高齢者が健康で生き生きと暮らすためには、保健・医療・福祉サービスなどの社会サービスの配慮はもちろんのこと、人間としての尊厳が重んじられ、一人ひとりの人生観や信条が大切にされる差別のない明るい社会をつくる必要があります。

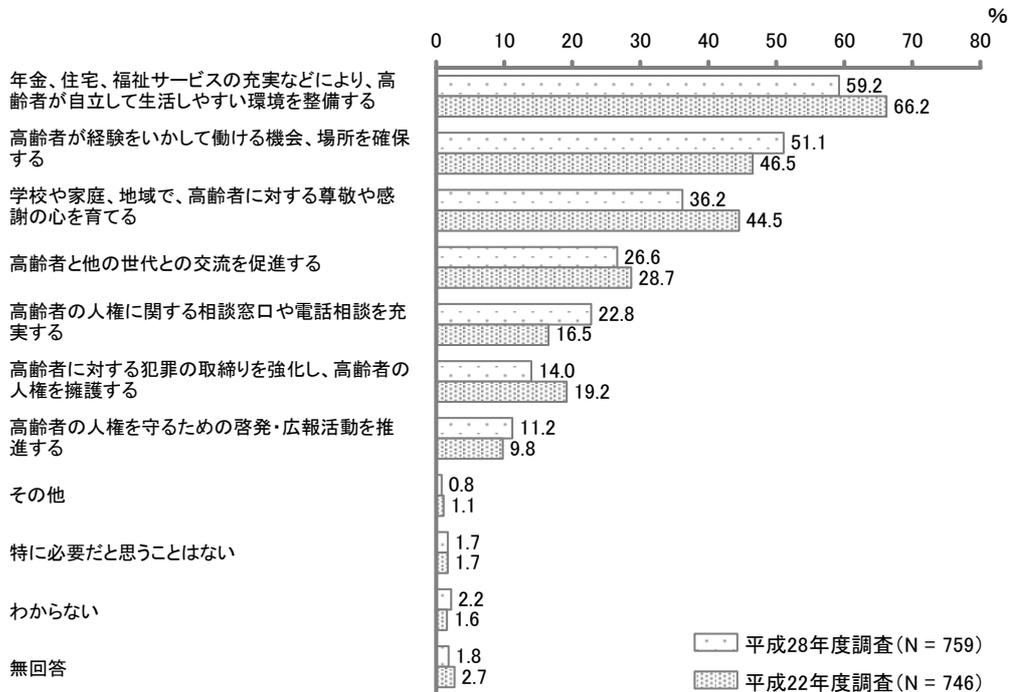
また、社会の重要な一員として、その個性や能力を十分に発揮しながら主体的に社会活動に参画し、生きがいをもって生活し活動できるような環境づくりが必要です。

一方、高齢者に対する虐待をはじめ、高齢者の孤独死や自殺、高齢者を対象とした詐欺事件などの増加が懸念されます。医療や福祉だけでなく、高齢者の人権擁護には多面的、かつ総合的な対応を図るため、ネットワークづくりや相談窓口の充実が求められます。

高齢者の人権について特に問題があると思われること



高齢者の人権を守るのに必要なこと



(2) 施策の方向 ● ● ●

- 高齢者や高齢化への理解を深めるための普及・啓発を充実します。
- 高齢者が培ってきた能力や経験を活かした就労機会や生きがい活動を充実します。
- 利用者本位の福祉・介護などの福祉サービスを充実します。
- 高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。

(3) 具体的な施策 ● ● ●

- 高齢者や高齢化への理解を深めるための普及・啓発

施策	施策の内容
啓発の推進	高齢者の人権を尊重する意識の向上のため、いろいろな場や機会を活用した啓発活動を推進する
学校などでの高齢者との交流の充実	参観授業や行事を通して高齢者との交流を図り、高齢者への理解を深めるとともに、高齢者を尊重する意識を育成する
世代間交流の促進	三世代交流スポーツ大会や文化伝承活動を通して、高齢者との交流を深める
見守りネットワークの構築	認知症サポーター活動のように地域の若年者が高齢者を見守り支援することや、支援できなくても高齢者を理解しようとする気持ちを大切にする。また、要支援者の異常が早期発見できるよう、関係機関とのネットワークを構築する

- 高齢者の就労機会や生きがい活動の充実

施策	施策の内容
高齢者職業相談の充実	高齢者の就業に関する相談や情報提供を充実する
シルバー人材センター事業の充実	自らの生きがいづくりや活力ある地域社会づくりに貢献するシルバー人材センター事業の支援を充実する
さわやか学級 [※] の充実	健康で生きがいのある豊かな生活を創り出す講座を充実する

※ さわやか学級

65歳以上の高齢者の方の生きがいづくりのための講座

○ 利用者本位の福祉サービスの充実

施策	施策の内容
ひとり暮らし高齢者などへの在宅福祉サービスの充実	ひとり暮らしの虚弱な高齢者などが安心して生活できるよう、健康増進のための配食サービスの実施や自立した生活を続けられるよう介護予防・日常生活支援総合事業による支援・指導を充実する
認知症高齢者などへの在宅福祉サービスの充実	認知症高齢者や知的・精神障がいなどのある方が、地域で安心して暮らしていけるよう日常生活自立支援事業や徘徊高齢者探索システム助成事業を実施する
介護相談員の業務の充実	介護サービスの質の向上や市の介護保険行政の円滑な運営に反映させるため、業務を充実する
介護サービスの充実強化	介護保険施設への入所や在宅の要介護高齢者に対する24時間のケア体制を充実する

○ 高齢者やその家族に対する権利擁護の充実

施策	施策の内容
地域包括支援センターの充実	地域で暮らす高齢者の権利擁護業務※（虐待防止を含む）などさまざまな面から支援を充実する
成年後見制度の支援	判断能力が十分でない認知症高齢者等の権利擁護のため成年後見制度の支援を充実する
高齢者虐待	虐待を受けた高齢者の適切な対応等、民間団体などの関係機関と連携して高齢者の権利擁護を充実する

※ 権利擁護業務

自らの意思を表示することが困難な高齢者に代わって援助者が代理として、その権利やニーズの獲得や保護を行うこと

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題 ●●●

平成 28 年 4 月に、「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組について記されました。平成 23 年 8 月に施行された「障害者基本法の一部を改正する法律」の基本理念においても、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明記されています。

関市では「関市障がい者計画」及び「障がい福祉計画」に基づき、「障がいの有無に関わらず支えあって、しあわせを実現できるまち せきし」を基本理念とし、共に支えあって地域で暮らすことをめざし、障がいのある人や高齢者、子どもなどすべての人々が地域社会において、積極的に参加し、活動できるよう機会の均等をめざして、障がい者支援に取り組んでいます。

市民意識調査によると、障がいのある人の人権問題で特に問題があると思うことについては、「働ける場所や機会が少ないこと」(55.3%)を挙げる人が多く、障がいのある人が働くことができるよう、「障害者差別解消法」に基づく支援と、人々の理解が重要となっています。

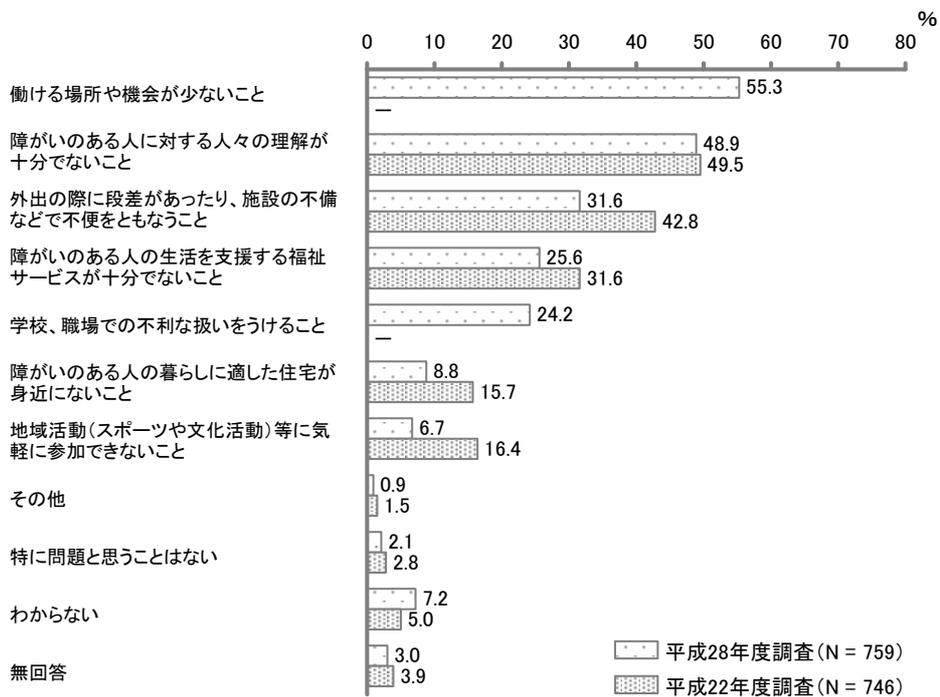
また、障がいのある人が一人の人間として尊重され、誰もが同じように生活し活動できる社会の実現に向け、基本的な理解、認識を深めるための広報・啓発を図り、障がいや障がいのある人に対する理解の不足から生じる差別や偏見の解消に努めることが重要です。

そのためには、市民の誰もが、さまざまな機会を捉えて障がいのある人との交流を図る障がいのある人への関心と理解を深めていくことが重要です。

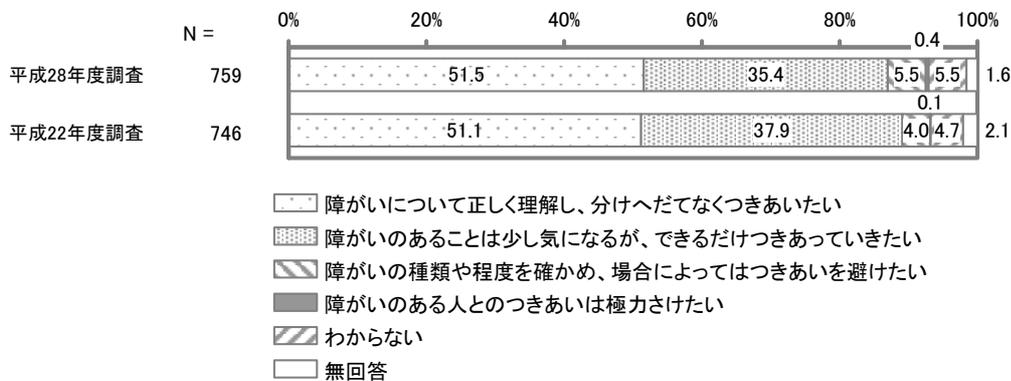
市民意識調査では、家の隣に障がいのある人が転居してきた場合の付き合いとして、否定的な回答が 1 割程度みられ、その解消が大きな課題となっています。

障がいのある人の地域における生活の場の確保と社会参加を促進するためには、障がいのある人の視点に立った福祉のまちづくりを一層推進することが必要です。

障がいのある人の人権について特に問題があると思われること



家の隣に障がいのある人が転居してこられた場合の付き合い



(2) 施策の方向 ● ● ●

- 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を充実します。
- 障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- 障がいのある人の雇用、就労支援体制を充実します。
- 障がいのある人に対する権利擁護を充実します。
- 障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

(3) 具体的な施策 ● ● ●

- 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発

施策	施策の内容
福祉教育の推進	障がいへの理解を深めるための学校や地域における福祉教育を推進する
交流活動の促進	障がいのある人と一緒に学習できる機会を充実する
障がいについての人権講座の充実	障がいについての知識の普及と偏見の排除を目的にした講座を充実する

- 障がいのある人が安心して生活できる環境づくり

施策	施策の内容
障がいのある人の生活支援	障がいのある人が地域で主体的に生活することができるよう、福祉サービスの利用援助や相談などを充実する
住宅環境の改善の促進	障がいのある人の住宅環境のバリアフリー化を促進する
障がい福祉サービスの充実	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう介護訓練などを充実する
地域生活支援事業の充実	障がいのある人が地域において自立した生活を営むことができるよう各種サービスを充実する
福祉有償運送事業の充実	障がいのある人の日常生活の維持と社会参加を促進するため、低料金での移送サービスを充実する
障がいのある人に対する相談活動の充実	障がい福祉に関する相談、訪問指導を充実する

○ 障がいのある人の雇用、就労支援体制の充実

施 策	施策の内容
障がいのある人の雇用・就労支援	障がいのある人が自立して働けるよう、関係機関が連携してサポートする体制を整備する
	より多くの企業が、障がいのある人を雇用できるように啓発活動を推進する

○ 障がいのある人に対する権利擁護

施 策	施策の内容
日常生活自立支援事業の利用支援	知的・精神障がいなどのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用手続き援助や日常的金銭管理などの事業を充実する
成年後見制度の支援	知的・精神障がいなどのある人で判断能力が不十分な人が契約などの法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任するなどの事業を充実する

○ 障がいのある人にやさしいまちづくり

施 策	施策の内容
施設のバリアフリー化の推進	不特定多数の人が集まる施設における段差解消や点字誘導ブロックの設置などバリアフリー化を推進する

関市では、障害者差別解消法の施行をうけて、障がいを理由とする差別を解消するための施策を定めることにより、差別の解消を推進し、障がいの有無に関わらず、支えあって共に生きる社会を実現することを目的として、障害者差別解消に関する条例の策定を計画しております。

5 同和問題の解決に向けて

(1) 現状と課題 ●●●

日本固有の人権問題である同和問題は、今なお、特定の地域の出身や、そこに住んでいることを理由に差別を受け、人としての誇りを傷つけられているという、憲法が保障する基本的人権の侵害に関する深刻で重要な問題です。

昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後も立法措置や法改正により、33年間生活環境の改善や教育・啓発などの諸施策が実施されてきました。また、岐阜県においては、昭和45年に「同和対策事業長期基本計画」が策定され、より積極的な同和問題解決に向けた取組が実施されたことで、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善が図られてきましたが、偏見や差別的表現による心理的差別は、いまだに根強く残っています。

このことを踏まえ、わが国では、平成28年12月に全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることを鑑み、部落差別の解消を推進するために「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が可決成立しました。

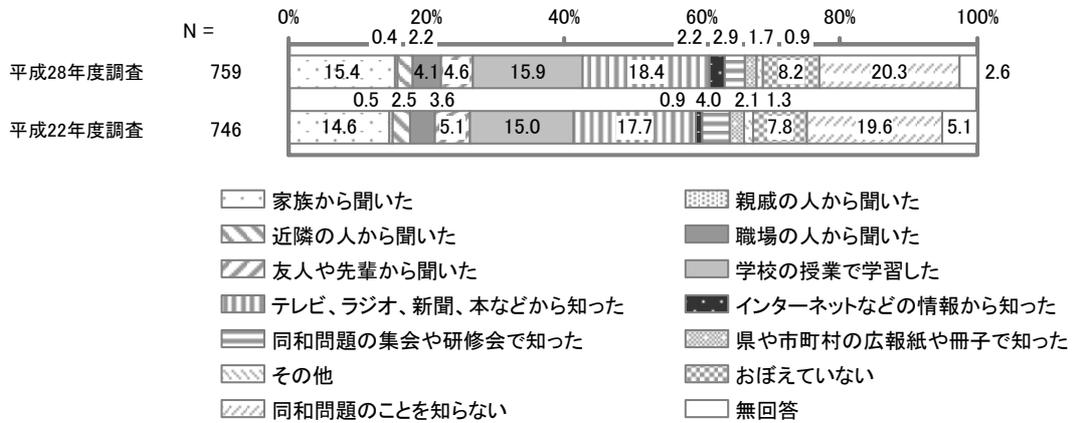
市民意識調査によると、同和問題を知ったきっかけは、「家族から聞いた」のほか、親戚、近隣、職場、友人や先輩と、身近な人からの情報が26.7%と大きな割合を占めています。

また、同和問題についてはじめて知った時期は、小学生から中学生、高校生、大学生までの期間が41.2%となっており、問題解決のために重要な取組と認識のある「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う」ことで、正しい理解を促し、身近な人たちとの会話の中で、偏見や誤解による間違った情報が伝わっていくことのないように活動を促進する必要があります。

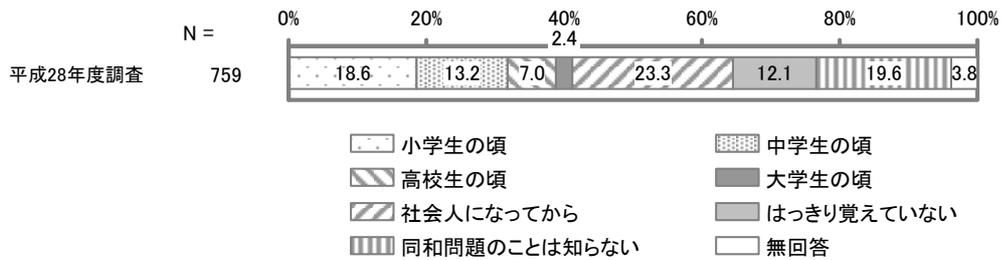
今回の市民意識調査では、ほかの人権問題の調査項目については、「わからない」との回答は10%以下であるのに対し、同和問題では30%を超える回答がされています。

市民の同和問題に関する誤った認識や偏見、無関心をなくすため、同和問題についての関心と理解を深め、教育及び啓発の取組を進め、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、偏見にとらわれない社会をめざしていく必要があります。

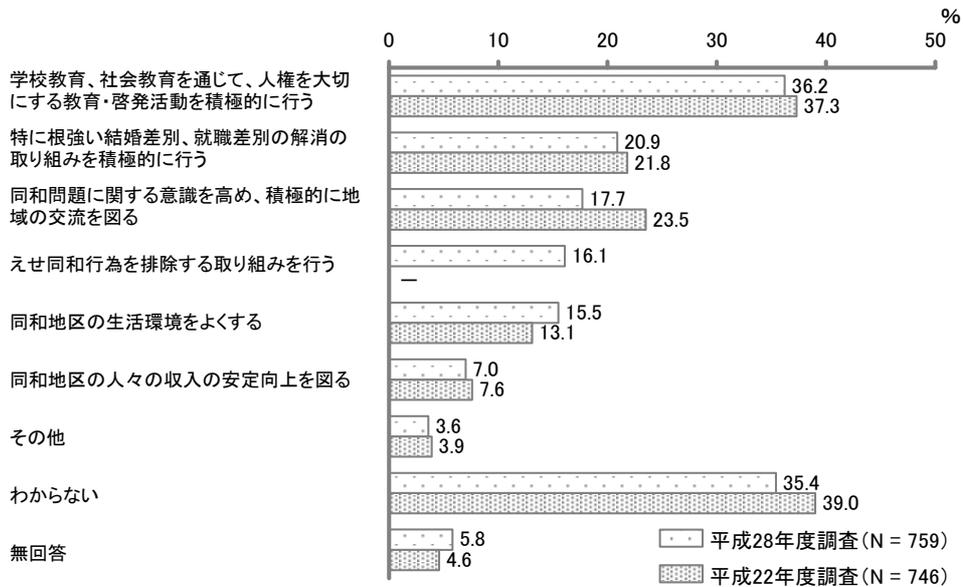
同和問題をはじめて知ったきっかけ



同和問題について、はじめて知った時期



今後の同和問題への取組



(2) 施策の方向 ● ● ●

- 差別意識の解消に向けて人権教育及び啓発活動を推進します。
- えせ同和行為排除のための啓発および相談・支援を推進します。

(3) 具体的な施策 ● ● ●

- 人権教育及び啓発活動の推進

施策	施策の内容
学校教育における人権教育の充実	全教育活動を通じて児童・生徒の人権意識を培い、生活の中で生きて働く力を育成する教育を充実する
教職員への研修の充実	教職員に対する計画的な人権教育研修を充実する 人権教育担当教員に対する専門的研修を実施し、研修内容を各校の全職員に広める取組を充実する
「人権講演会」の開催	人権についての教育・啓発のため講演会を開催する
人権啓発の充実	「人権週間」中の街頭での啓発及び「福祉フェスティバル」などでの啓発を充実する 国や県など関係機関はもとより、人権擁護委員の活動と連携を図り、部落差別問題をはじめ、人権問題解消の推進のため、相談体制、教育、啓発の施策の推進を図る
市民の交流づくりの推進	市民相互の交流の場の設定や事業の推進を図る

- えせ同和行為排除のための啓発および相談・支援

施策	施策の内容
「えせ同和行為」に対する啓発の充実	「えせ同和行為」に対する認識と適切な対応のための研修や啓発を充実する
「人権侵害事案」に対する対応の充実	悪質な事案については、迅速に対応できるよう、国の機関・県・市並びに関係機関・団体等との相互の連携・協力を図る

6 アイヌの人々の人権

(1) 現状と課題 ●●●

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。独自の言語を話せる人も高齢化が進む中で極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このようなアイヌの人々の置かれている現状を踏まえ、平成9年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）」が制定され、アイヌの人々が、民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が行われるようになりました。

この法律に基づき、アイヌに関する研究や、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、結婚や就職等における差別などの問題は依然として存在しています。

アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について理解を深めるための活動が必要です。また、少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、正しい理解に基づいた行動を促す啓発が必要です。

(2) 施策の方向 ●●●

- アイヌの人々の生活や文化の実態や実情を把握し、市民への情報提供や啓発を進めます。

(3) 具体的な施策 ●●●

- アイヌの人々の生活や文化の実態や実情の情報提供

施策	施策の内容
情報提供の充実	アイヌの人々の生活や文化などに対する情報不足の解消をめざし、市広報などを通して、広く市民に周知する取組を充実する

7 外国人の人権

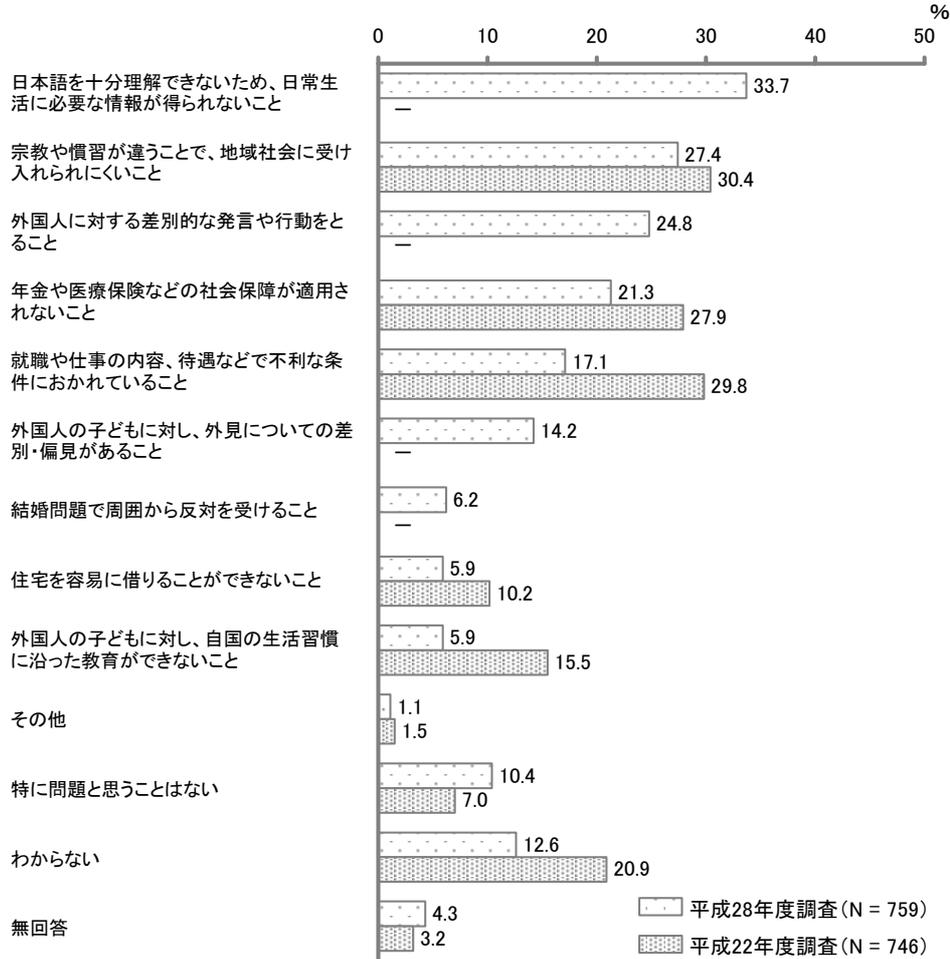
(1) 現状と課題 ●●●

経済をはじめとするさまざまな分野でボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及んでいます。本市においても、平成 27 年 4 月 1 日現在において、1,627 人の外国人市民が生活しています。

市民意識調査によると、外国人の人権問題で特に問題があると思うことについては、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報が得られないこと」(33.7%) を挙げる人が多く、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービスなどの情報の充実が必要です。

また、「宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」(27.4%) 「外国人に対する差別的な発言や行動をとること」(24.8%) の割合が高くなっています。交流を通じて日本人の異なる文化に対する理解、外国人の日本文化理解を深め、異なる文化と共生できる社会を築いていくことが必要です。

外国人の人権問題について特に問題があると思われること



(2) 施策の方向 ●●●

- 外国人の生活習慣や文化などの理解を促進します。
- 在住外国人との共生社会づくりを推進します。

(3) 具体的な施策 ●●●

- 外国人の生活習慣や文化などの理解の促進

施策	施策の内容
国際理解教育の推進	小中学校において、外国人との交流事業を実施するなど、他国の生活や文化について理解を深める教育の取組を充実する

施策	施策の内容
国際交流の推進	外国語サロン（英語、中国語、ポルトガル語などの講座）を充実する 日本文化体験事業、スポーツ交流会、世界の料理交流会等を充実する 姉妹都市、友好都市との交流を活性化する 中学生等の海外派遣と受け入れを充実する

○ 在住外国人との共生社会づくり

施策	施策の内容
外国籍児童生徒等の円滑な就学促進	小学校に入学する年齢の外国籍児童を持つ保護者に対し、就学時検診の案内に、外国語版を添えて送付する 日本語指導の必要な外国籍児童生徒等が在籍する学校に、外国人児童生徒等教育相談員を派遣し、日本語学習の支援をする 放課後及び夏休みの期間を利用し、日本語や教科の学習支援を行う日本語等学習支援教室「つばさ教室」を開催する
外国人市民に対する相談業務、広報・啓発事業の促進	生活ガイドブックを充実する（英語、中国語、ポルトガル語など） 相談員による通訳業務と相談業務を充実する ポルトガル語などの外国語による広報紙を発行する 国際交流協会の機関紙「コスモピアせきニュース」を発行する 通知文書や各種申請書類のポルトガル語などへの翻訳を促進する 窓口多言語シートの作成と活用を促進する
国際交流ボランティア事業の充実	外国人のための日本語講座を充実する 日本語ボランティア養成講座を充実する 日本文化の体験支援を充実する
多文化共生体制の充実	市民と外国人市民が互いを理解しながら共に安心して生活できるまちづくりのための組織を充実する
多言語による表記の促進	啓発看板などに外国語の表記を促進する

8 感染症患者（HIV感染者・ハンセン病患者等）の人権

（1）現状と課題 ●●●

新たな感染症の出現や国際交流の進展など、感染症をめぐる状況の変化や感染症患者に対する偏見や差別が存在することを重く受け止め、平成11年度（1999年度）「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」を統合し、患者の人権に配慮した受診推奨・入院勧告等の措置が盛り込まれた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

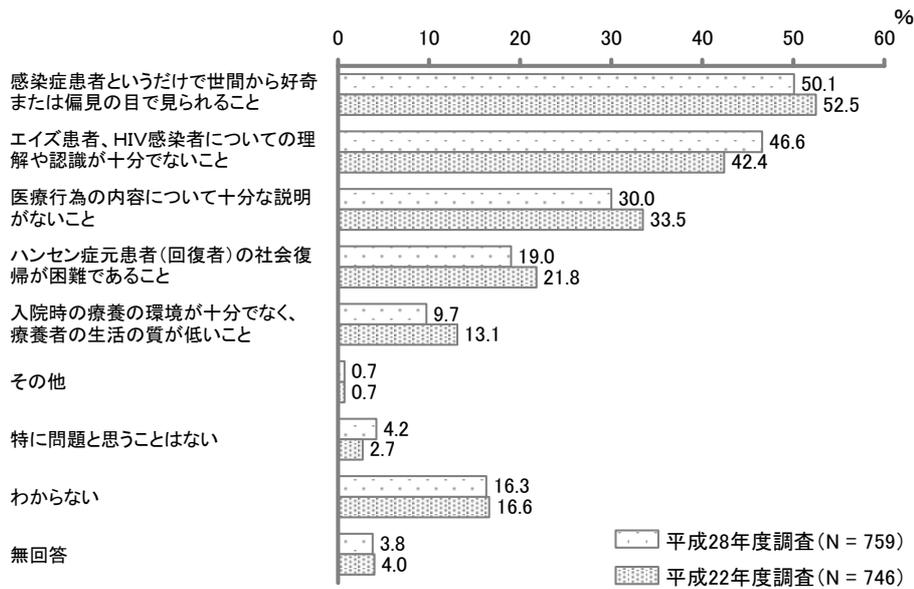
HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、HIVの感染経路は限られており、非常に感染しにくいウィルスで、日常的な接触では感染しないことがわかっています。また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。

市民意識調査によると、感染症患者の人権問題で特に問題があると思うことについて、「感染症患者というだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」（50.1%）「エイズ患者、HIV感染者についての理解や認識が十分でないこと」（46.6%）「医療行為の内容について十分な説明がないこと」（30.0%）を挙げる人が多く、感染症患者に対する理解が重要です。

感染症患者等に対する正しい知識の普及・啓発を行い、未だ残っている差別意識や偏見を解消するとともに、長期間にわたり人権を侵害されてきた方の名誉の回復を図る必要があります。

また、医療受診についても患者、感染者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健所、医療機関などとの連携を進める必要があります。

感染症患者等の人権について特に問題があると思われること



(2) 施策の方向 ●●●

- 感染症に対する正しい知識の普及を図ります。
- 感染症の予防と健康づくりを支援します。

(3) 具体的な施策 ●●●

- 感染症に対する正しい知識の普及

施策	施策の内容
エイズに関する啓発の充実	世界エイズデーに合わせて市広報に情報を掲載するなど啓発を充実する
学習機会の充実	患者の人権が尊重できる意識づくりのための学習機会の充実を図る 学校教育などでのエイズ教育を充実する

- 感染症発症の予防と健康づくりの支援

施策	施策の内容
相談窓口、相談体制の充実	感染症の不安や悩みなどに対する相談を充実するとともに、保健所、医療機関との連携を促進する

9 刑を終えて出所した人の人権

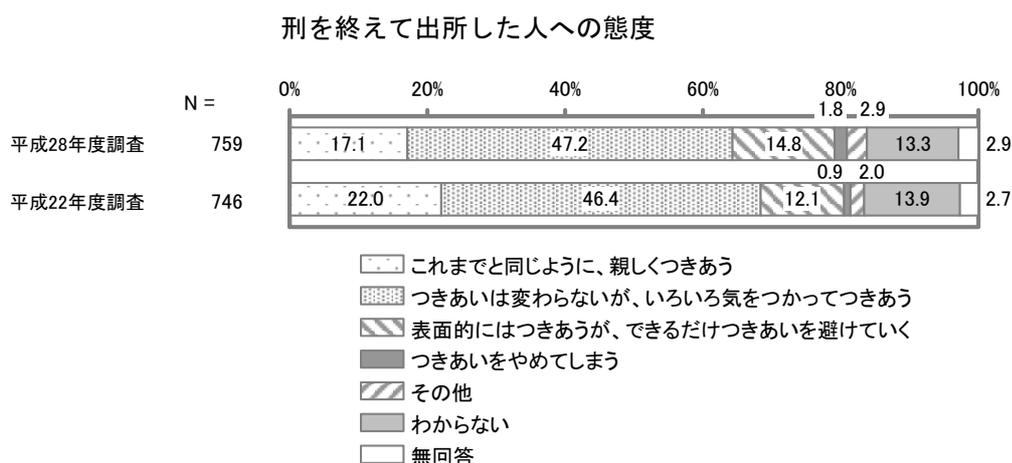
(1) 現状と課題 ●●●

刑を終えた人、保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。刑を終えて出所した人は、本人に更生の意欲があるにもかかわらず、社会復帰する際に周囲の偏見にさらされたり、時には親戚等からも支援が受けられないなど、社会復帰の機会から排除され、就職や住居の確保などの面で困難に直面したりすることが多くあります。また、急速に変化する社会情勢に適應するためには多大な努力を要します。

刑を終えて出所した人が、更生して社会復帰をめざし、社会の一員として生活していくためには、社会の理解と受け入れが重要になります。

市民意識調査によると、刑を終えて出所した人への態度については、「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつけてつきあう」(47.2%)が約5割となっている一方、「表面的にはつきあうが、できるだけつきあいを避けていく」(14.8%)という回答が1割半ばみられ、理解の普及・啓発が重要です。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の更生意欲や行政機関の働きかけだけでなく、周囲の人たちの正しい理解と協力が必要です。そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動や本人や家族からの相談に対する支援の充実を図り、社会復帰しやすい環境づくりが重要です。



(2) 施策の方向 ●●●

- 刑を終えて出所した人への偏見や差別意識を解消する啓発を充実します。
- 市民の更生保護活動を支援します。

(3) 具体的な施策 ●●●

○ 刑を終えて出所した人への偏見や差別意識を解消する啓発

施策	施策の内容
啓発の充実	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための研修会や啓発を充実する

○ 市民の更生保護活動の支援

施策	施策の内容
更生保護活動への支援	犯罪や非行防止のため「社会を明るくする運動」などの更生保護活動の支援を充実する

10 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題 ●●●

犯罪等により被害を受けた人及びその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われ、職を失うといった目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を受けるとともに、周囲の好奇の目や誤解に基づく誹謗・中傷・理解のない対応、プライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・過剰な報道等、被害後に生じる「二次的被害」により名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、平成28年3月に「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは、さまざまであることから、被害者の人権を尊重し、プライバシーの保護を基本とした、犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が重要です。

(2) 施策の方向 ●●●

- 被害者等の人権を守るための教育・啓発を進めます。
- 被害者の相談やカウンセリングを充実します。

(3) 具体的な施策 ●●●

- 被害者等人権を守るための教育・啓発

施策	施策の内容
研修会、講座の充実	犯罪被害者等の立場の理解を深める研修会、講座を充実する
広報等による啓発の推進	広報等を通じて、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する
職場における啓発の推進	犯罪被害者に対する雇用者や職場の同僚などの意識改革を図る研修を推進する

○ 被害者の相談やカウンセリングの充実

施策	施策の内容
被害者相談窓口の充実	犯罪被害者等の人権問題に関する相談窓口を充実する
カウンセリングの充実	精神的ストレスに対応するため、カウンセリングを充実する

11 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題 ●●●

高度情報化社会が急速に進展し、情報の収集・発信ができる手軽で便利なメディアとして、パソコン、スマートフォンなどによるインターネット利用者数は近年、急速に増加しています。インターネットには、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、発信者の秘匿性を悪用したり、インターネット空間上に基本的人権を侵害する書き込みをすることで他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。

このため、インターネットのホームページや SNS、掲示板などで権利の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等）の「損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利」を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）が平成 14 年 5 月に施行され、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとし、また平成 17 年の「個人情報保護法」全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

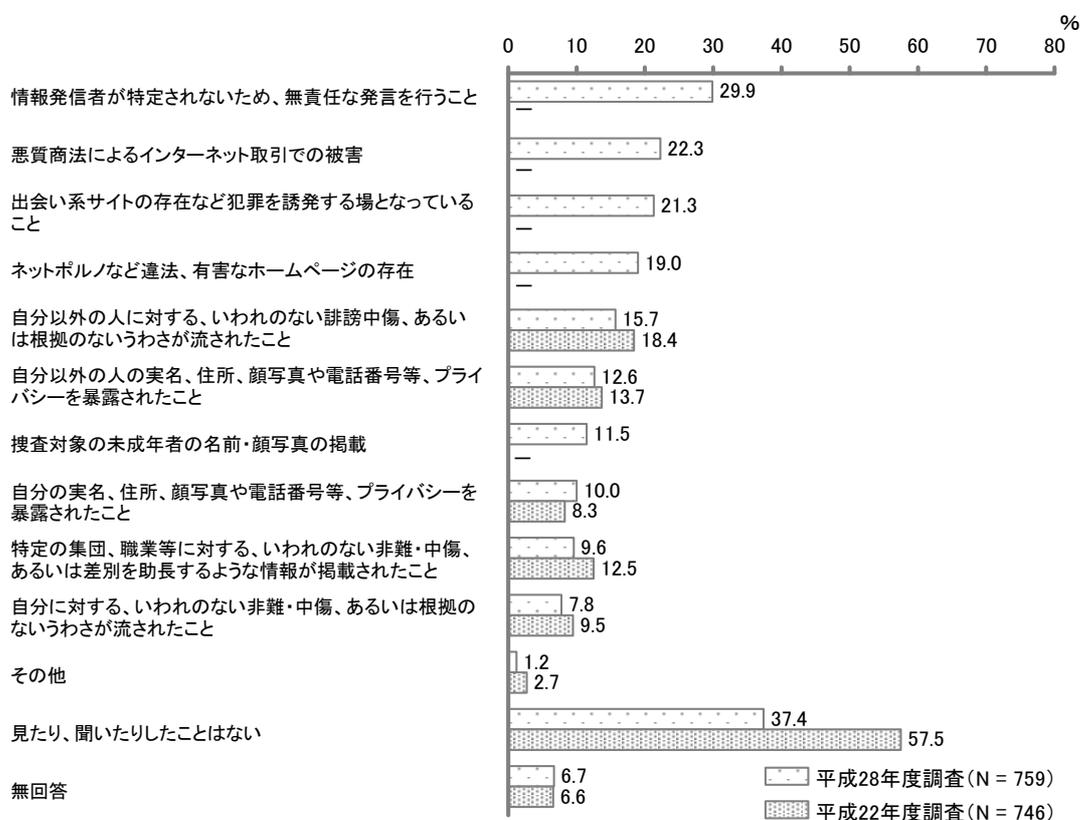
市民意識調査によると、インターネットや携帯電話で人権侵害の問題で特に問題があると思われる情報については、「見たり、聞いたりしたことはない」（37.4%）の割合が前回調査に比べ減少しています。「情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと」（29.9%）、「悪質商法によるインターネット取引での被害」（22.3%）と高くなっています。

平成 25 年 5 月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布され、個人情報対策への関心が高まっているなかで、個人情報保護の体制強化とともに、個人情報の流出などプライバシーに関わる問題に対して適切かつ迅速な対応が求められます。

個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるための啓発や学習機会を提供するとともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会が必要です。

また、インターネットの人権侵害や個人情報の流出などプライバシーに関わる問題に対して、適切かつ迅速に対応を図るため、救済制度や相談窓口の充実を図ることが必要です。

インターネットや携帯電話などで
人権上問題があると思われる情報を見たり、聞いたりしたことがあるか



(2) 施策の方向 ● ● ●

- インターネットの正しい理解と利用を啓発します。
- 相談体制と被害者救済対策を充実します。

(3) 具体的な施策 ● ● ●

- インターネットの正しい理解と利用の啓発

施策	施策の内容
インターネットの正しい利用方法などについての教育の充実	市民や児童・生徒に向けて、インターネットによる情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための研修や学習を充実する

- 相談体制と被害者救済対策の充実

施策	施策の内容
相談体制の充実	誰もが相談しやすい身近な相談体制を充実する
被害者救済支援の充実	地域や関係機関などが連携して支援を充実する
悪質な情報などへの対応	法に基づき、悪質な情報を削除したり、発信者の情報開示を行うよう関係機関へ積極的に働きかける

12 性同一性障がい者の人権

(1) 現状と課題 ●●●

性同一性障がい者は、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しないために、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活のさまざまな場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。

就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見によりいやがらせや侮蔑的な言動をされるなどの問題があります。

性同一性障がい者など性的マイノリティの人々に対する知識や理解はまだまだ低い中、正しい認識を深め、生活におけるさまざまな面で多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた啓発活動が重要です。

(2) 施策の方向 ●●●

- 性同一性障がいについて正しい知識の普及と理解を促進します。

(3) 具体的な施策 ●●●

- 性同一性障がいに対する正しい知識の普及

施策	施策の内容
性同一性障がいについての啓発促進	市民に向けて、性同一性障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努め、性同一性障がいの人が暮らしやすいまちづくりを推進する。
学習機会の充実	学校教育や社会教育などで性同一性障がいについての学習の機会を充実する

13 性的指向を理由とする人権問題

(1) 現状と課題 ●●●

性的指向とは、人の性愛がどこに向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）を指します。

同性愛者・両性愛者の人々は、少数者であるがために、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

こうした偏見や差別を生む要因として、性的指向における少数者が社会的に認知されていないことや、一部マスコミの興味本位な扱いなどによって誤解や偏見にさらされ続けていること、また従来性の基準とは異なる性の有り様に対する根強い偏見や差別などが考えられます。

性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、依然、偏見や差別を受けている現状があり、その人権擁護に資する啓発活動を行う必要があります。

(2) 施策の方向 ●●●

- 同性愛など性的指向について、正しい理解を促進します。

(3) 具体的な施策 ●●●

- 性的志向に対する正しい知識の普及

施策	施策の内容
性的志向についての啓発促進	市民に向けて、性的指向に対する正しい知識の普及・啓発に努め、同性愛者・両性愛者等の人々が暮らしやすいまちづくりを推進する。
学習機会の充実	学校教育や社会教育等で性的指向についての学習の機会を充実する

LGBTフレンドリー宣言

関市では、性の多様性を認め、すべての市民がお互いを尊重し合い、誰もが自分らしく暮らせることを目指し、「LGBTフレンドリー宣言」をし、LGBTに対する配慮に向けた取組を始めることをここに宣言します。

平成28年8月10日 関市長 尾関 健治

14 東日本大震災に起因する人権問題

(1) 現状と課題 ●●●

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。大人の被災者に対する偏見や差別が子どもたちへのいじめにつながっている現状もあります。

震災の記憶を風化させることなく、一人ひとりが問題に関心を持ち、正しい知識を持つことで、偏見や差別を解消することが重要です。

(2) 施策の方向 ●●●

- 被災者に対する偏見や差別を無くするため、学校や地域でのさまざまな機会を生かし正しい知識・理解を促進します。
- 被災した児童生徒に対して、個々の状況に応じた適切なケア、支援を行います。

(3) 具体的な施策 ●●●

施策	施策の内容
被災者に関する問題の周知・啓発	被災者に対する理解を深めるため、学校や地域でのさまざまな機会を生かし、被災者への正しい知識・理解の促進へとつなげます。
震災いじめ防止対策の推進	いじめ防止対策推進法の改正をふまえ、被災した児童生徒が受けた心身への影響や、慣れない環境への不安感を十分に理解し、心のケアを適切に行います。また、教職員への理解促進、児童生徒個人の特性を踏まえた適切な指導につなげます。

15 さまざまな人の人権問題

(1) 現状と課題 ●●●

社会には、その他多様な人権問題が存在します。

ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者等、人身取引被害者等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。

私たちの社会は、実に多様な人々が共生し、共に暮らしています。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、さまざまな人権問題について理解を深める必要があります。このようなさまざまな人権問題や、今後新たに生じてくる人権問題についても、人権を尊重するという視点に立った教育・啓発の取組が必要です。

(2) 施策の方向 ●●●

○ 北朝鮮当局による人権侵害問題

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が施行され、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会をあげて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことに努めます。

○ ホームレスに対する偏見

ホームレスの自立を図るためのさまざまな取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことに努めます。

○ 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引の実態に目を向け、この問題についての関心と理解を深めていくことに努めます。

(3) 具体的な施策 ●●●

施策	施策の内容
研修会、講座の充実	さまざまな人権問題に対する理解を深めるための研修会、講座を充実する
広報などによる啓発の推進	市広報などを通じて、正しい理解を深めるための啓発を推進する
相談体制の充実	さまざまな人権問題に関する悩みや差別についての相談体制を充実する

第4章

あらゆる場における人権施策の推進

1 学校における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題 . . .

人格形成に大きな影響のある学齢期においては、人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校教育は大変重要です。特に、児童生徒等の発達段階に対応し、それぞれの実態に即した創意に富んだ教育を行うことが大切です。

特に、幼児期は人間形成の基礎となる大切な時期であり、生命の大切さに気づかせ、他人に対する思いやりの心を育むように努めることが大切です。

小学校・中学校においては児童生徒一人ひとりが、お互いの個性と人格を認めあい、他人の痛みを理解する心を育むとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。

市民意識調査によると、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組については、前回調査と同様に、「学校での教育を充実する」(37.3%)を挙げる人が多く、学校における人権教育の重要性がうかがわれます。

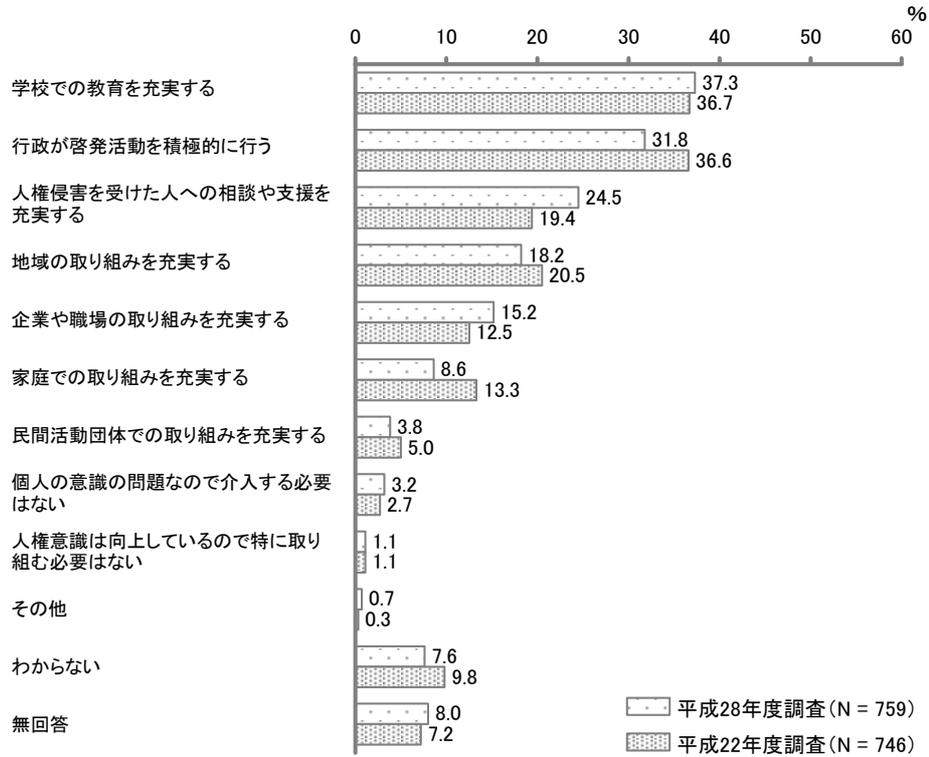
現在報道等で、教育の現場における体罰や教職員の不適切な言動によって、児童生徒の心を傷つけてしまう出来事が伝えられています。

また、このような直接的な言動だけでなく教職員の表情やささいな仕草からも、児童生徒に大きな影響を与えてしまうことも考えられます。

教職員が自分の言動を振り返り、人権意識の向上を目指すことも求められています。

学校教育では、教育活動全体を通じて、子どもたちが社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身につけることにより、人権尊重の精神を育むことが必要です。また、子どもたちが高齢者、障がいのある人、外国人などと積極的に交流したり、体験活動ができる学習機会の充実が必要です。早期から正しい人権教育を行い、子どもの豊かな心を育成することが必要となっています。

人権意識を高めるために、今後行えばよい取組



(2) 施策の方向 ●●●

- 就学前における人権教育を充実します。
- 学校教育における人権教育を充実します。
- 人権尊重の教育を推進していくため、教職員の指導力向上を目的とした研修を実施します。
- 人権教育・啓発活動に一体となって取組めるよう、家庭・地域社会・行政との連携・強化を図ります。

(3) 具体的な施策 ●●●

施策	施策の内容
学校教育における人権教育の推進	全教育活動を通じて児童・生徒の人権意識を培い、社会の中で生きて働く力を育成する教育を推進する
	車いす体験や障がいのある人、お年寄り（高齢者）との交流などを行い、互いを認め合う人間性豊かな児童・生徒を育む教育を推進する 「ひびきあいの日」における人権教育活動を充実する
教職員の研修の実施	教職員に対する計画的な人権教育研修を実施する
	人権教育担当教員に対する専門的研修を実施し、研修内容を各校の全職員に広める取組を実施する
	人権教育の観点に立った授業研究を実施する
	人権啓発映画や講演会を内容としたゼミナールを実施する

2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題 ●●●

生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。その中でも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族のふれあいなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会ルールを伝えていくことが大切です。

しかし、近年、都市化、核家族化、少子化が進み、地域における人間関係の希薄化や子育て家庭の孤立化により、育児不安やしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が進んでいます。

また、地域は、市民一人ひとりが日常の活動や交流を通じて、さまざまな人権問題等について理解を深める場です。特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や豊かな情操を育み、社会性等を体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

地域社会の中での活動を通して、人権問題を正しく理解し、自らの問題として受け止めるだけでなく、人権尊重の精神を日常生活に生かしていく人権感覚を醸成することが重要です。

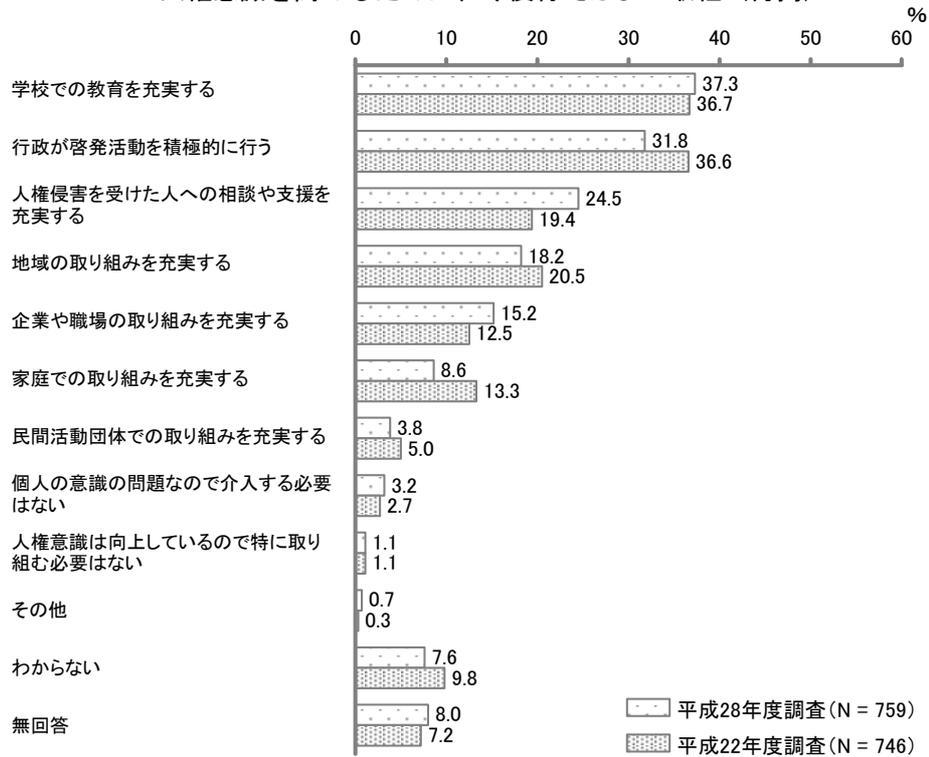
市民意識調査によると、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組については、「行政が啓発活動を積極的に行う」(31.8%)、「地域の取り組みを充実する」(18.2%)が上位に挙げられており、行政の取組に併せて、地域での取組が重要であることがうかがわれます。一方、「家庭での取り組みを充実する」(8.6%)は行政、地域に比べて低いため、家庭においても取組を推進する必要性を周知していくことが課題ともいえます。

人権侵害を受けたときの相談先も「家族」(50.7%)が最も高いことから、人権を守るうえで家庭が重要な役割を担っていることがわかります。

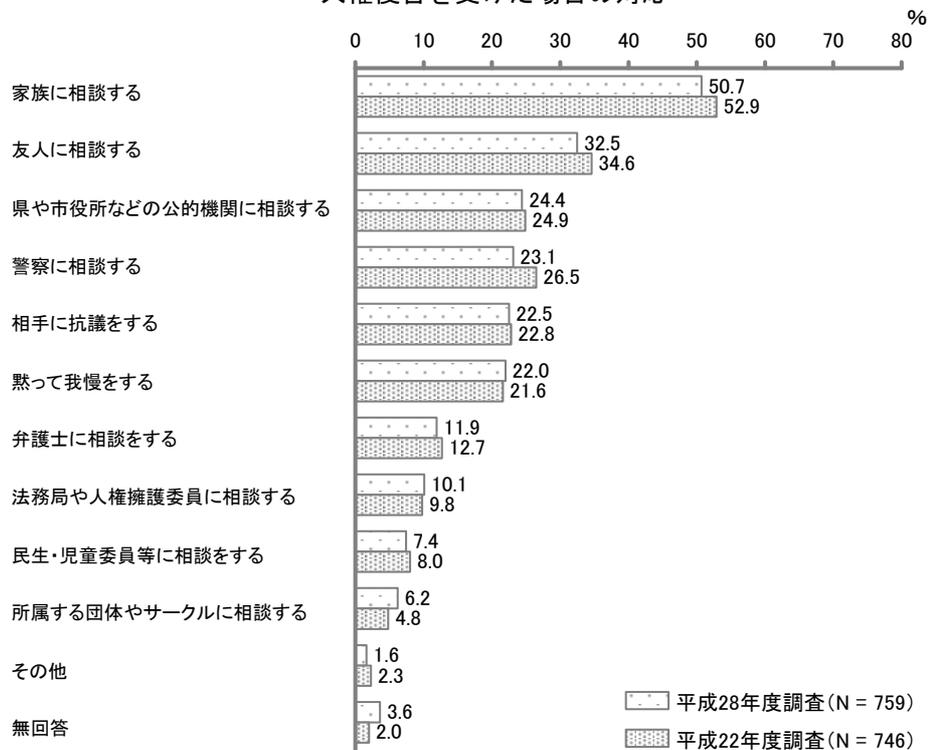
そのため、市民一人ひとりが誤った固定観念にとらわれず、他人を思いやる心を育むため、教育の原点である家庭における人権意識の醸成が必要です。子育てや家事、介護など家庭生活について、男女がともに協力し合い、責任を担うため、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動が必要です。

また、地域においては、生涯学習の視点に立ち、あらゆる機会において、人権に関する学習の機会の充実を図っていく必要があります。地域住民の相互理解を深めるため、地域の交流を支援し、地域全体で、互いを支え合う体制づくりが必要です。

人権意識を高めるために、今後行えばよい取組（再掲）



人権侵害を受けた場合の対応



(2) 施策の方向 ●●●

- 家庭における教育力を高めるための支援を行います。
- 地域、家庭、学校、行政などの連携・協力の強化を図ります。
- 人権に関する基本的な知識や考え方を普及・啓発します。
- 人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成に努めます。
- 市民の悩みごとに対応する人権相談体制を充実します。

(3) 具体的な施策 ●●●

- 家庭における教育力を高めるための支援

施策	施策の内容
親に対する研修などの充実	「家庭教育学級」などの人権研修会を充実する 「ひびきあいの日」の取組における授業公開や懇談会、講習会等の活動を通じて保護者への啓発を進める

- 地域、家庭、学校、行政などの連携・協力の強化

施策	施策の内容
幼児教育の推進	子どもたちの豊かな感性や人間性を育むため、文化的体験活動や自然とふれあう活動を推進する
講座などの充実	「いきいき・生きあい」講座などを充実する
「人権講演会」の開催	人権についての教育・啓発のための講演会を開催する
人権街頭啓発の推進	「人権週間」期間中の街頭での啓発及び「福祉フェスティバル」での啓発を推進する
人権コーナーの充実	「福祉フェスティバル」で人権コーナーを設置し、積極的に啓発に努める
国・県および関係団体との連携	人権擁護委員会が中心となり、国や県、人権啓発活動ネットワーク協議会などが一体となって、幅広い啓発活動を推進する

- 人権に関する基本的な知識や考え方の普及・啓発

施策	施策の内容
高齢者に対する人権啓発の推進	高齢者いきいきサロンで、紙芝居を上演するなど、人権啓発を推進する
ポスター掲示などによる人権啓発の推進	人権の大切さを訴えるポスターを展示して啓発を推進する

3 企業等における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題 ●●●

企業等の事業所は、その事業活動を通して社会や地域と深い関わりを持っており、人々の人権を守る社会的責任があります。そのため、事業活動や職場生活全般において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが大切です。

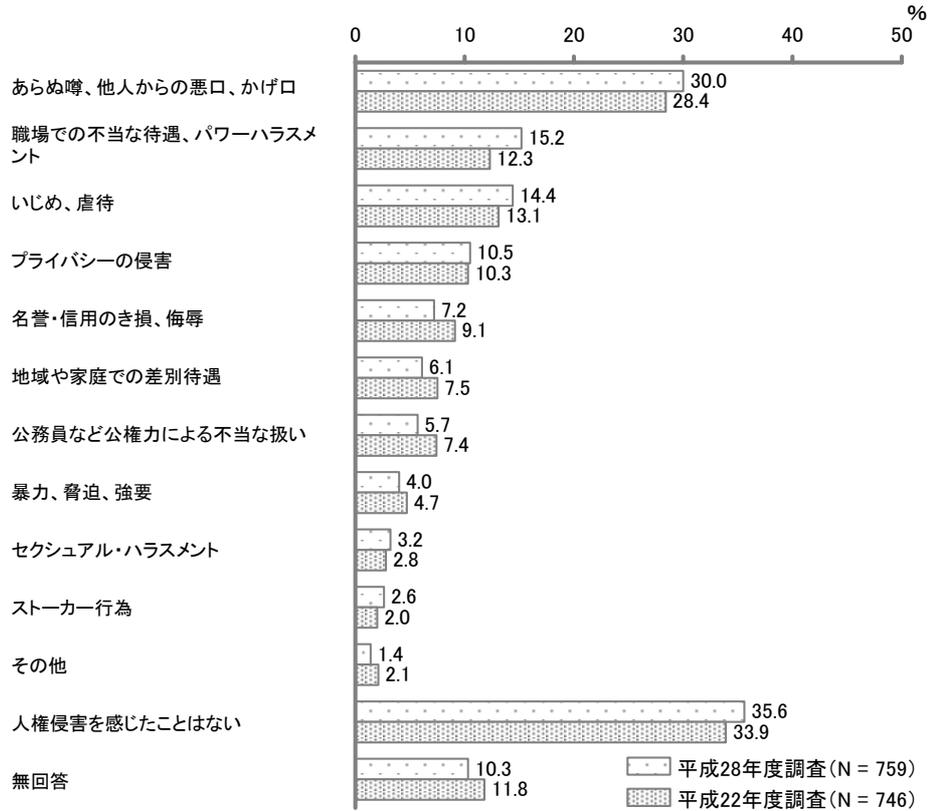
しかしながら、企業等の事業所においては、男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらにはいじめやいやがらせ、パワーハラスメント等、さまざまな人権問題が見受けられます。また、女性や障がいのある人等が能力を十分に発揮するための職場づくりも、まだ十分に進んでいないのが現状です。

市民意識調査によると、「職場での不当な待遇、パワーハラスメント」を受けたことがある人は1割半ばであり、特に、20歳代では2割半ばを超えています。

また、女性の人権や障がいのある人の人権について特に問題と思われることでも、上位には「雇用」に関係する項目があることから、企業等における人権教育の重要性がみてとれます。

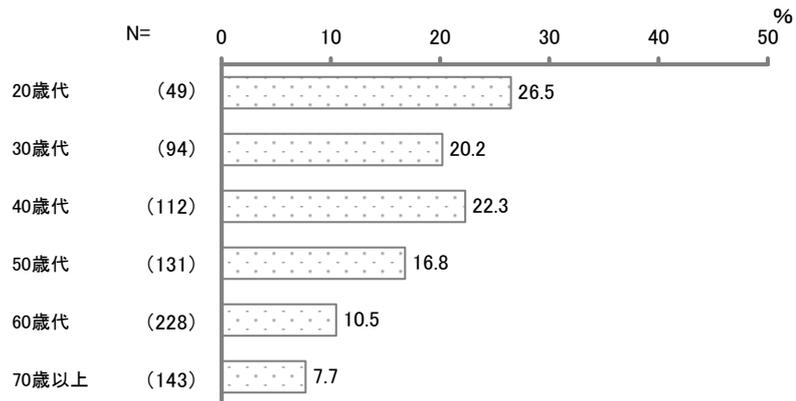
職場における人権に関わる法整備が進むなかで、差別のない人権が尊重される職場づくりと豊かな社会づくりを推進できるよう、企業等事業所がより一層の人権教育・啓発に取組み、人権意識の高揚を図っていくための環境づくりを進めることが重要です。

自分や自分の家族に感じたことのある人権侵害

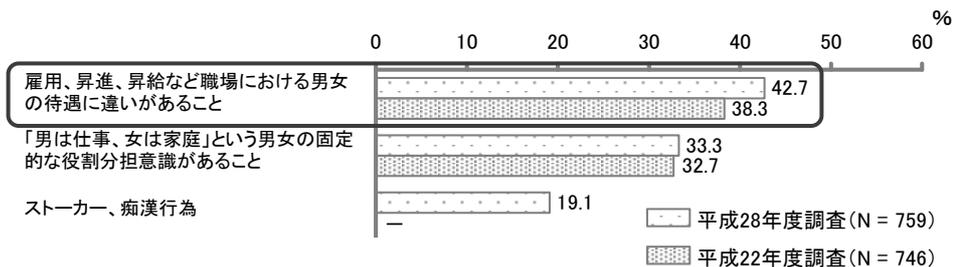


【年代別】

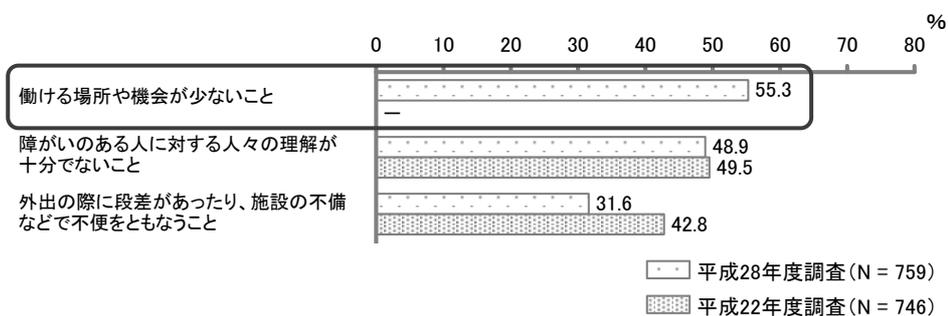
職場での不当な待遇、パワーハラスメントを感じたことがある



女性の人権について特に問題があると思われること（再掲）



障がいのある人の人権について特に問題があると思われること（再掲）



(2) 施策の方向 ●●●

- 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。
- 雇用や職場における平等な就労機会と待遇の確保を啓発します。
- 市職員に対する人権教育・啓発を充実します。

(3) 具体的な施策 ●●●

- 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動の促進・支援

施策	施策の内容
企業等での研修の充実	「男女雇用機会均等法」、「障害者雇用促進法」などの労働関係法の周知を図る研修を充実する

- 雇用や職場における平等な就労機会と待遇の確保

施策	施策の内容
企業主・公正採用選考人権啓発推進委員などの人権教育・啓発の充実	企業等事業所の自主的な人権教育・啓発のため、講師の派遣や教材の提供などの支援を充実する
雇用・昇進の機会均等の推進	企業等事業所において雇用・昇進の機会均等を推進する

- 市職員に対する人権教育・啓発の充実

施策	施策の内容
市の職場における人権教育・啓発の充実	本市のあらゆる職場において人権尊重を基本とした職務が遂行できるよう、研修を充実する

第5章

計画の推進

1 総合的な人権施策の推進

人権に関わる課題は、多岐にわたり、それぞれの課題が複雑に絡み合い新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化しています。本市では、これまで女性や子ども、高齢者、障がいのある人の問題、同和問題、外国人の問題など個々の課題を解決するため、人権教育・啓発をはじめとするさまざまな取組に努めてきましたが、課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなっています。総合的な取組を積極的に展開し、地域における人権尊重の意識の醸成や市民の意欲的な参加の喚起といった基盤づくりにも取組みます。

2 職員の人権意識の向上

市職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多く、人権意識の向上が特に求められます。人権に関する取組は、人権担当課だけのものではなく、全庁すべてで取組むという意識を全職員に徹底させるため、職員に対して人権研修を実施します。

3 社会全体で取組むネットワークづくり

人権施策を効果的に推進するためには、社会全体で取組むという合意が必要です。また、各分野に横断的に関係する問題など人権問題を個別的な対応では難しい課題も多くあり、その解決には行政のさまざまな部署の連携・協力が不可欠です。あらゆる行政分野の連携によって人権施策の効果的な推進に努めるとともに、市民や自治会、NPO、企業などの参加・参画を通じて、人権施策を推進します。

4 人権施策の推進体制の整備

人権問題に深く係わる関係者（市民）で構成される「関市人権教育・啓発推進協議会」において、計画の実施状況の点検、検討、見直しを定期的に行います。

また、「人権についての関市民意識調査」を5年ごとに実施し、市民の意識の変化を把握することによって、本計画の基礎とし、今後の人権施策の推進に活用します。

5 進行管理及び見直し

進捗状況については、毎年定期的に進行管理を行い、その結果を施策の推進に反映します。また、今後新たに発生する人権課題などについても、すべての人々の人権を尊重し、保障する視点に立って注視し、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。



参考資料

1 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期目)

第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月26日公布

平成28年4月1日施行

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

5 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 関市人権教育・啓発推進協議会規則

関市規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、関市人権教育・啓発推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、条例別表市長の附属機関の部関市人権教育・啓発推進協議会の項委員の定数欄に掲げる定数以内の委員で組織し、協議会の委員は同項委員の構成欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱し、又は解任することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により会長が互選されるまでの間に開催される協議会の会議については、市長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(専門部会)

第5条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、会長が委員の中から選任する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

7 関市附属機関設置条例 【抜粋】

平成25年12月25日

関市条例第68号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めるもののほか、市長又は教育委員会(以下「執行機関」という。)の附属機関を別表のとおり設置する。

(附属機関の名称等)

第2条 附属機関の名称、所掌事務、委員の定数及び委員の構成は、別表に定めるとおりとし、執行機関の附属機関の委員は、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第1条、第2条関係)

市長の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成
関市人権教育・啓発推進協議会	人権教育・啓発の推進に必要な総合的施策の策定並びに人権教育・啓発の活動の連携及び協力に関して調査及び審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 人権に関する団体の代表者 (3) その他市長が必要と認める者

8 関市人権教育・啓発推進協議会委員名簿

氏 名	区 分	所 属	備 考
山 田 文 子	学識経験者	岐阜人権擁護委員協議会武儀部会員	会 長
澤 井 基 光	各種団体等	関市民生委員児童委員協議会長	副会長
遠 藤 俊 三	各種団体等	関市自治会連合会長	
掛 野 幾 久	各種団体等	自治会長代表	
古 川 等	各種団体等	部落解放同盟岐阜県連合会関支部長	
服 部 英 雄	各種団体等	自由同和会岐阜県本部関支部長	
石 井 和 典	各種団体等	関市老人クラブ連合会長	
古 田 健 二	各種団体等	関市障害者団体連合会長	
伊佐地 英 俊	各種団体等	関市国際交流協会展長	
伊 縫 正 克	学識経験者	関市社会人権教育推進委員長	
西 村 祺 子	学識経験者	岐阜人権擁護委員協議会武儀部会員	
福 田 弘 子	各種団体等	関市男女共同参画推進審議会	
小 島 千 恵 子	行政関係者	関市家庭児童相談室相談員	

(順不同、敬称略)

委員の任期は、平成27年3月25日から平成29年3月24日まで。

第2次関市人権教育・啓発に関する基本計画

平成29年3月

発行：関市

編集：関市福祉部福祉政策課

〒501-3894

岐阜県関市若草通3丁目1番地

TEL 0575-22-9349

FAX 0575-23-7748

URL <http://www.city.seki.lg.jp/>

